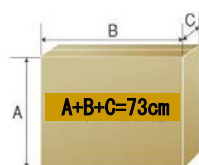


## 特定信書便事業者とは

日本郵便株式会社以外の者が他人の信書の送達を業とすることは、郵便法により禁止されていますが、総務大臣の許可を受けた信書便事業者のうち、次の3つのいずれかに該当する信書便物（信書と同封される信書以外の物を含む。）の送達サービスを提供することが可能な事業者のことです。

### 1 大型信書便サービス【1号役務】

- ① 長さ・幅・厚さの合計が73cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達するもの



又は



### 2 急送サービス【2号役務】

- ② 信書便物が差し出された時から、3時間以内に当該信書便物を送達するもの



### 3 高付加価値サービス【3号役務】

- ③ その料金の額が800円を超える信書便物を送達するもの



800円を超える料金